

## 承継届（公衆浴場）について

承継届は、営業者の地位を承継（新たな許可申請や営業開始前の検査は不要）する場合の手続きです。ただし、構造設備の変更を伴う場合は、その程度により、新たな許可が必要となることがあります。

### ●事業譲渡により、営業者の地位を承継する場合

令和5年12月13日以降に事業譲渡の事実があったものが対象です。

#### 届出に必要な書類

- (1) 承継届(届出者は譲受人です。)
- (2) 事業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書や覚書等）

次の事項が記載されている必要があります。

- ・ 譲渡人氏名、住所（法人にあつては名称、代表者名、主たる事務所の所在地）
- ・ 譲受人氏名、住所（法人にあつては名称、代表者名、主たる事務所の所在地）
- ・ 営業施設の名称、所在地
- ・ 当該事業を譲渡した旨
- ・ 譲渡の事実があった日

- (3) 届出者が法人の場合は、法人の定款又は寄付行為の写し

※ 代表者名又は所在地の記載がない場合は、当該法人の登記事項証明書を追加する。

- (4) 公衆浴場の営業許可証（紛失の場合は、譲渡人からのによる申立書）

#### ※留意事項

営業における衛生管理に関する一義的な責任は、譲受人にあります。事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保してください。譲受人は、譲渡人による許可申請時または変更の届出を行った際に提出した図面その他の書類の控えを譲り受け適切に管理してください。

事業譲渡の手續に基づき営業者の地位を承継した場合は、営業を承継した者の業務の状況について調査があります。

### ●法人の合併又は分割により、営業者の地位を承継する場合

法人の合併・分割登記後に提出してください。

#### 届出に必要な書類

- (1) 承継届
- (2) 《合併の場合》合併後、営業者の地位を承継した法人の定款又は寄付行為の写し  
《分割の場合》分割後、営業者の地位を承継した法人の定款又は寄付行為の写し

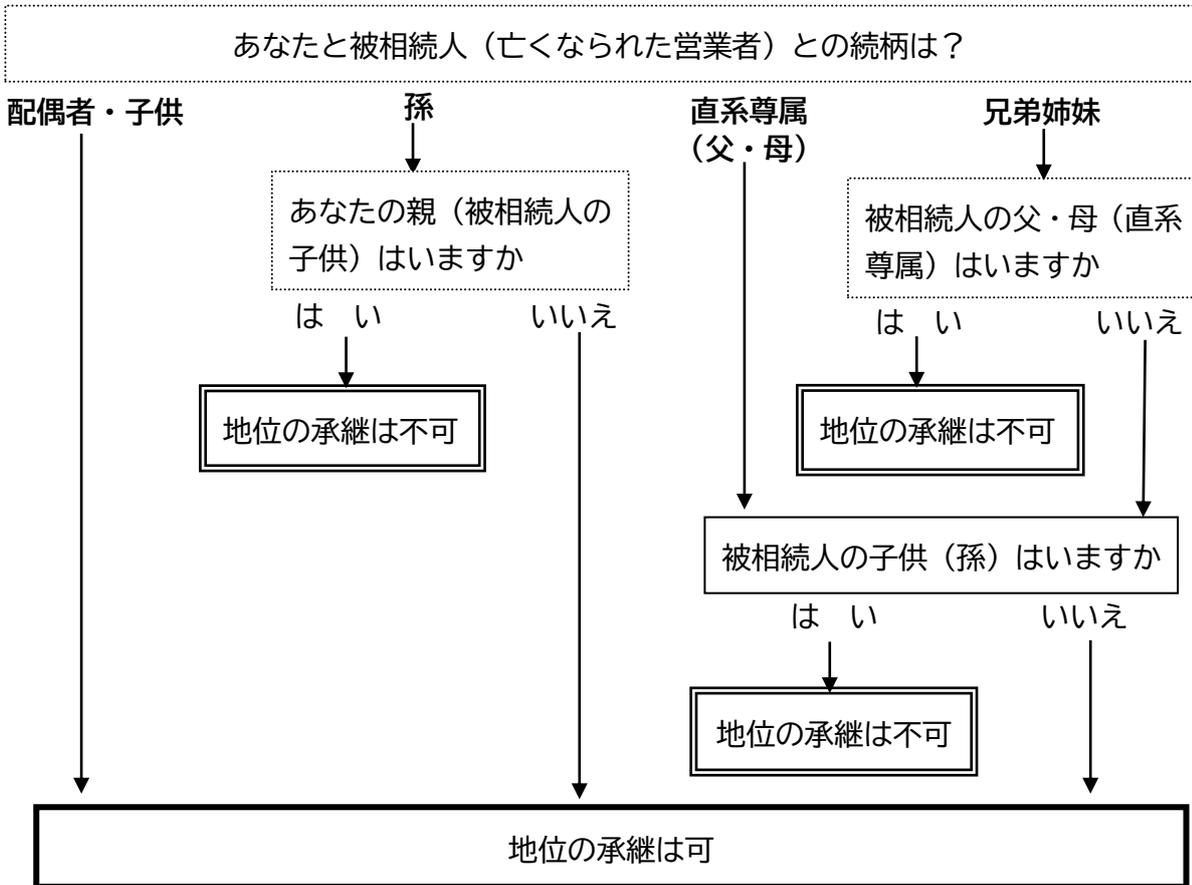
※ 代表者名又は所在地の記載がない場合は、当該法人の登記事項証明書を追加する。

- (3) 公衆浴場の営業許可証（紛失の場合は申立書）

● 営業者個人が死亡し、相続人がその地位を承継する場合

営業者（被相続人）の死亡後すみやかに提出してください。届出者が営業者の地位を承継できる立場にあるかを確認してください。

※ 営業者の地位を承継できる立場にあるかの確認について



※ 「地位の承継は可」の方がいない場合、又は配偶者だけの場合は、被相続人の曾孫（ひまご）又は甥姪（おい、めい）に資格が生じることがありますのでご注意ください。

届出に必要な書類

- (1) 承継届（届出者は相続人のうち営業者の地位を承継する人です。）
- (2) 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図（法務局発行）の写し  
 戸籍謄本を添付する場合は、営業者（被相続人）と相続人にあたるすべての人の関係が確認できる書面が必要です。※除籍謄本や改製原戸籍等が必要になる場合があります。  
 例 ①亡くなられた営業者の出生から死亡までの戸籍謄本  
 ②相続人全員の戸籍謄本（①に記載されているものについては省略可能）
- (3) 相続人全員の同意書（遺産分割協議とは関係ありません。相続人にあたる人が2人以上ある場合は、届出者が営業者の地位を継承することについて、相続人全員の同意書が必要です。）

|   |            |  |
|---|------------|--|
| 例 | 配偶者が承継する場合 | ① 子（死亡した子の子を含む）全員<br>② ①がいない場合 直系尊属（父・母）<br>③ ①②がいない場合 兄弟姉妹（死亡した兄弟姉妹の子を含む）全員 |
|   | 子が承継する場合   | 配偶者と他の子（死亡した子の子を含む）全員  |

- (4) 公衆浴場の営業許可証（紛失の場合は申立書）